

名青税版 租税教育のあるべき姿

名古屋青年税理士連盟制度部

< 論 文 >

I	はじめに	1
II	租税教育と税理士会の活動	2
III	租税教育の歴史	6
IV	租税法律主義と納税者の権利	9
V	他士業の現状	1 2
VI	税とは何か？アンケート結果	1 4
VII	おわりに	2 8

I はじめに

みなさまは、「租税教育」という言葉を聞いて、何を思い浮かべますか？

当初、租税教育と聞いて思い浮かんだのは、実は何もありませんでした。よく思い返してやっと、税務署職員が小学校にやってきたことが思い浮かびました。ただし、何をやったのか、どういった内容だったかは何も覚えておりませんでした。

ただ、このテーマを行う前から漠然とした思いとしてあったのは、もし関与先が税についてきちんとした知識があった場合には、実務の現場で、いざ税金を払うことになった時点において、払いたくないなどや、高いなどの声は果たしてあがったのだろうか？

もちろん様々な関与先お客様がいらっしゃいます。そうでない方もいらっしゃいます。中には、税金は払わないかん、と言って赤字を嫌がるお客様もいらっしゃいます。

ですが、税金は適正に公平に、納めるべきだと考えております。納税者になったその時にきつと、租税教育とは受けておくべきものではないのでしょうか？特にわが国では申告納税制度を採用しているのだから。

ただし、租税教育と一言でいっても様々ではないですか？

税務署つまりは国が行う租税教育、我々税理士が行う租税教育、法人会など他種団体が行う租税教育など。対象も、小学校、中学校、高校、専門学校、大学やはては任意団体などもあります。

そして、小学校といっても行う学校もあれば、行わない学校も当然あります。

この後にも出てきますが、その偏りは大きなものがあります。納税者とはすべての国民がやがてなるものではないのでしょうか？偏りがあるというのもおかしいものではないのでしょうか？

今回、名青税はじめてのテーマとして租税教育を取り上げています。

みなさんの中にも租税教育を行ったことがある方、行ったことがない方がいらっしゃいます。まずは、活動の指針、租税教育の歴史や成り立ちなどはじめの一步から「租税教育」を見ていきます。

Ⅱ 租税教育の税理士の活動

1 租税教育等基本指針

(1) 租税教育等基本指針の趣旨

税理士法では、日本税理士会連合会及び税理士会の会則に租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動（以下、「租税教育等」という。）に関する規定を記載しなければならないこととしている（第49条の2第2項第10号、第49条の14第1号）。

租税教育等基本指針は、租税教育等の施策の適正な運用に資するために定めるものである。

(2) 租税教育等の目的

日本国憲法は、第30条で納税の義務を、第84条で租税法律主義を謳っている。我が国は、租税制度の基本を申告納税制度に置いているが、申告納税制度は国民が納税者という立場で自らの計算によって租税債務を確定し、自らの納税によりその債務を履行する制度である。これは租税制度での国民主権を表すといわれ、民主的な手続の側面を持つものであり、この申告納税制度を支えるのが国民の租税についての正しい知識と理解である。

租税教育等の目的は、租税に関する意義、役割、機能、仕組み等の租税制度を知るとともに、申告納税制度の理念や納税者の権利及び義務を理解し、社会の構成員としての正しい判断力と健全な納税者意識を持つ国民を育成することでもあり、併せて国民に対し税理士制度を正しく周知することである。効果的な租税教育等により納税に対する健全な知識が醸成されれば、民主国家の発展に大きく寄与することとなり、これは教育基本法の教育の目的である「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民を育成する」ということにも合致するものである。

(3) 租税教育等における税理士の役割

税理士法第1条では税理士の使命として、「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」と規定している。また、税理士は租税に関する法令を熟知し、あるべき税制について国に対し建議ができる専門的能力を有しており、一方で日常的に広く納税者に接し、納税者の良き理解者でもある。

従って税理士は、租税教育等のテーマである税とは何か、なぜ税金を納めなければならないのか、税がどのように使われているかなど、独立した公正な立場で税の役割について指導すべき適任者であると言える。

つまり、税理士は、教育関係者、行政機関などに租税教育等の充実を求め、啓発に努め

る社会公共的使命を担っていると言っても過言ではなく、また税理士自身が社会貢献の一環として租税教育等に積極的に取り組むことの意義を十分自覚しなければならない。このことは、無償独占という権利を賦与されていることに対する税理士の義務と考えることもできよう。

租税教育等を通じて申告納税制度の維持発展に寄与することにより、広く社会に向けて国民の信頼に応え、納税者の期待に応えることができれば、申告納税制度と不可分の関係にある税理士制度の発展にもつながるものである。

(4) 租税教育等の対象

税理士会が行う租税教育等の対象は以下のとおりである。

①学校教育法における児童、生徒及び学生

小学校、中学校に偏ることなく、社会に出る直前の高等学校、大学等の生徒、学生も対象としバランスのとれた租税教育体系の構築に努める。また、特別支援学校に対して手話や点字により行われる租税教育等にも積極的に取り組む。

②小学校、中学校、高等学校の教員又は教員になろうとしている者

効果的かつ効率的な租税教育等を進めるには、児童、生徒及び学生に授業として直接教える立場にある教員等が、より一層税に関する知識を持つことが有効である。教員研修や教員養成大学等での教員養成の課程等で税理士を講師とする租税の科目を設けるなどにより、教員自らが税に対する知識を深め教育を行えるよう税理士会が支援する。

③社会人

一般社会人については、その多くが給与所得者であり自らの所得税も年末調整で完了してしまう等、租税に対する関心や納税者としての自覚を持ちにくい状況にある。租税制度が複雑化し、種々の情報が横溢する状況下で、学校教育以外の分野においても租税教育等の重要性、必要性が一段と増している。社会人教育について「生涯教育」或いは「生涯学習」という概念が普及している。生活との関連における学習、生活の中の教育機能の重視という観点から、税理士の専門知識を活用した社会人全般を対象とする広い分野での租税教育等にも取り組む。

(5) 指針の撤廃

当指針の改廃については、正副会長会の議を経なければならない。

現状この指針に則り各税理士会は租税教育等の事業を行っている。

次は、名古屋税理士会における活動を見てみよう。

2 名古屋税理士会

(1) 会則

(租税教育等に関する施策)

第62条の2 本会は、申告納税制度の理念にそって、租税の意義及び役割等について国民の理解を深めるため、
必要な租税教育等に関する施策を実施する。

2 租税教育等に関し必要な事項は、規則で定める。

(2) 規則

(趣旨)

第1条 この規則は、名古屋税理士会（以下「本会」という。）会則第62条の2第2項の規定に基づき、本会が行う租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動（以下「租税教育等」という。）に関する施策について必要な事項を定める。

(租税教育等の施策の内容)

第2条 前条に規定する租税教育等に関する施策は、次の各号に掲げるものとし、日本税理士会連合会が定める租税教育等基本指針に沿って実施しなければならない。

- (1) 租税教育等の推進に関する有効な方策の調査研究及び企画、実施
- (2) 租税教育等の推進を図るための租税教育推進協議会等及び学校教育法に規定する学校等（以下「関係機関」という。）との連携
- (3) 関係機関が実施する租税教育等事業への講師等派遣
- (4) 租税教育等を目的とした寄附講座、講演会、シンポジウム等の開催
- (5) 租税教育等の実施に関する支部への支援
- (6) 租税教育等の実施内容に関する支部への指導、連絡及び助言
- (7) 関係機関以外の企業及び団体が実施する租税教育等事業への講師等派遣

(租税教育等の対象)

第3条 本会が実施する租税教育等の施策は、次の各号に掲げる者を対象とする。

- (1) 学校教育法における児童、生徒及び学生
- (2) 小学校、中学校及び高等学校の教員又は教員になろうとしている者
- (3) 社会人

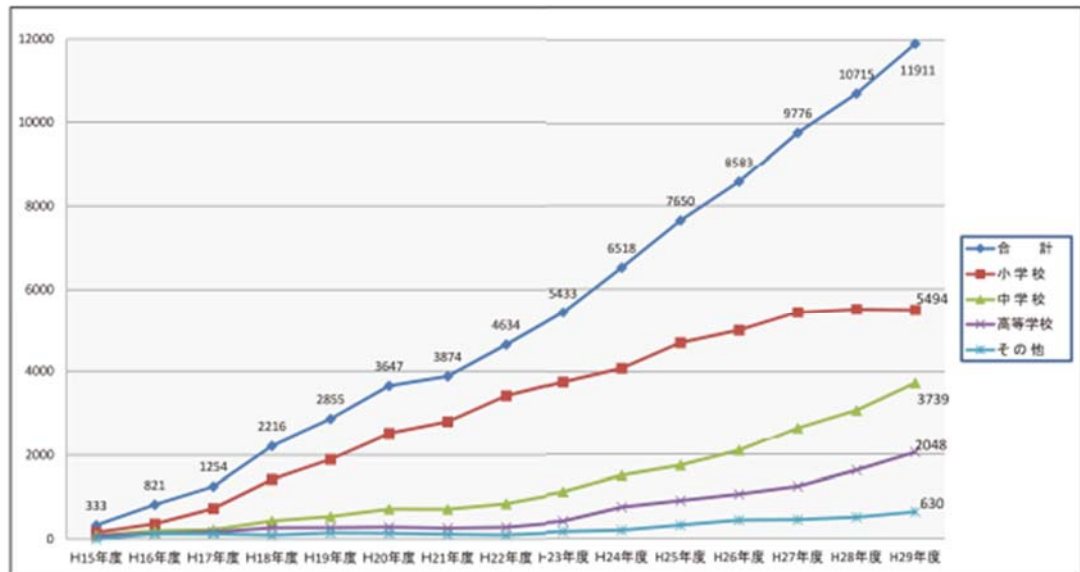
(細則への委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、租税教育等の実施に関し必要な事項は、細則で定める。

3 税理士会における租税教育の実施状況

平成29年度の各税理士会における租税教室の実施回数は11,911回で、平成15年度からの推移を見ると着実に実施回数が伸びています。

小学校での実施が圧倒的に多い中、各税理士会では中学校及び高等学校での租税教室実施に力を入れています。その結果、実施回数が中学校では前年比657回、高等学校では前年比428回増加しました。



※その他には専門学校、大学、社会人などの回数を含む。

平成29年度税理士会別租税教室実施回数

(単位：回)

税理士会	合 計	小学校	中学校	高等学校	専門・専修学校	大学・短期大学	社会人・その他
東 京	2,795	1,585	666	376	147	10	11
東京地方	828	568	155	68	22	10	5
千 葉 県	261	95	103	53	2	5	3
関東信越	1,546	748	465	252	33	17	31
近 畿	1,972	929	742	233	32	18	18
北 海 道	287	126	86	59	6	1	9
東 北	576	205	154	173	23	7	14
名 古 屋	647	179	269	141	33	19	6
東 海	794	256	351	166	20	0	1
北 陸	403	164	141	63	6	11	18
中 国	473	80	222	140	8	23	0
四 国	240	14	46	166	14	0	0
九州北部	523	289	171	58	0	5	0
南 九 州	476	245	136	57	14	2	22
沖 縄	90	11	32	43	2	2	0
合 計	11,911	5,494	3,739	2,048	362	130	138

Ⅲ 租税教育の歴史

次に国・行政が行ってきた租税教育の歴史について見ていきます。

1 税務行政の民主化

租税は、古来は土地や収穫される農作物に課される田租でした。当時は租税教育といったものはなく、為政者がいかにして民衆に納税させるか、いかにして規範を守らせるかという民衆統率の知恵や工夫の類でした。

第一次世界大戦後、大正デモクラシーの影響から税務行政の民主化が唱えられるようになり、納税者の税務行政に対する理解を深めるため、税法の理念や執行方針を分かりやすく示すことが必要とされるようになりました。その具体的な活動としては、税務職員が改正税法の説明会を実施したり、ラジオにより租税の広報を行っていました。不正のない健全な納税思想の普及を図っていました。

その後、昭和 22 年に申告納税制度が導入され、昭和 24 年にシャープ勧告が行われます。税務の民主化が進み、国民が健全な納税者意識を持つことが重要となっていました。

昭和 25 年、国税庁は高校生向けの租税教育の補助教材を刊行します。将来の納税者である子供に向けて租税教育を進めていくこととなります。

昭和 33 年に熊本県租税教育委嘱校連絡協議会が発足されます。これ以降、全国的に教育関係者と租税教育関係者が連携した「租税教育推進協議会」が発足されます。

昭和 37 年に高校生を対象にした「税に関する作文」の募集を開始、中学生を対象にした募集は昭和 42 年に開始されました。

昭和 39 年に中学校、高等学校を対象にした税務署職員が行う租税教室を開催されました。

2 昭和 58 年 11 月 税制調査会「今後の税制のあり方についての答申」

国が租税教育の必要性を説いたのが昭和 58 年税制調査会答申です。この答申では、「申告納税制度の一層の定着と課税の公平を図ることを基本的視点において早急に納税環境の整備を進める必要がある」と述べておりました。このように、申告納税制度を適正に機能させるために不可欠なものを納税環境整備として位置づけました。

この納税環境の整備のために実施される内容について、答申は次のように説明しています。「申告納税を根幹とする現行税制の下では、国民一人一人が租税に対する正しい理解を持つことが何よりも重要なことであり、その結果として高い納税意識と協力が伴って、申告納税制度は、はじめて所期の機能を発揮しうるものである。この意味において、申告納税制度の法制上の整備を進めるにあたっては、それと併せて、納税者を含め広く国民を対象とするいわゆる社会教育において租税に関する啓蒙活動を一層推進する必要があるとともに、次代を担う児童、生徒達が学校教育の中で租税の意義を十分理解する機会を持つことが重要であると考え。」

ここに、租税教育の出発点があると思われます。昭和 58 年税制調査会が説いた租税教育の必要性とは、納税環境整備の根本の部分で、単なる税の知識ではなく、租税の意義や申告納税制度の理念を理解することでした。

3 平成 23 年度税制改正大綱

租税教育の歴史を見ていく上でのターニングポイントは平成 23 年度税制改正大綱です。

平成 23 年度よりも前から租税教育は行われていましたが、この税制改正大綱によって、明確に官民協力して租税教育の充実に取り組むようになりました。平成 23 年度税制改正大綱では、次のように述べられていました。

「国民が租税の役割や申告納税制度の意義、納税者の権利・義務を正しく理解し、社会の構成員として、社会のあり方を主体的に考えることは、納税に対する納得感の醸成と民主国家の維持・発展にとって重要です。

こうした健全な納税者意識を養うことを目的として、国税庁では、次代を担う児童・生徒に対し、租税教育の充実に向けた各種の支援を実施しています。また、税理士・税理士会においても、納税者又は国民への社会貢献活動の一環として、租税教育を通じて申告納税制度の維持発展に寄与するため、小中学校への講師派遣等を積極的に実施しています。

本来、租税教育は、社会全体で取り組むべきものであり、健全な納税者意識のより一層の向上に向け、今後と官民が協力して租税教育の更なる充実を目指す必要があります。租税教育の充実や、租税教育を担う教員等に対する意識啓発について検討し、関係省庁及び民間団体が連携して取り組むこととします。」

平成 23 年度税制改正大綱では、納税環境整備を進める方策に「租税教育の充実」に取り組むことが決定されました。

平成 26 年の税理士法改正では、税理士法 49 条の 2 第 2 項において、租税教育を行うことが税理士会の会則の絶対的記載事項とされました。

平成 27 年に従来の「租税教育基本指針」を「租税教育等基本指針」に変更しました。そして、中央租推協の総会では、青色申告会、法人会といった民間団体との連携が合意確認事項に新たに追加され、現在に至ります。このように、現在では、租税教育は社会全体で取り組む活動となっていきました。

4 青税における租税教育の歴史

租税教育が会則の絶対的記載事項とされるよりも前は、個々の税理士が個人的な取り組みとして行っていたかもしれないが、税理士が組織的に租税教育を行うようになったのは、青税が最初でした。

平成 10 年度に近畿青税研究部に「租税教育委員会」が設置されました。徴税側である税務署の職員が租税教育を行うよりも、独立した立場である税理士が教えるべきという思い

から取り組みを開始したものでした。近畿 2 府 4 県の小学校、中学校、高等学校の各 20 校計 360 校に租税教室に関するアンケートを実施し、翌年の平成 11 年 2 月に近畿青税としての第 1 回目の租税教室を関西大学第一高等学校で実施しました。

近畿青税の活動を受け、全国青税は、1999 年度事業計画において次のように記載しました。

「我々は税の専門家として様々な分野につき研究、提言を行ってきたが、来るべき 21 世紀を目前とする今、新たな時代を生きる子どもたちに、我々が取り組んできた事を、やさしく理解し伝えるために、『租税教育』に取り組む。」

5 日税連における租税教育の歴史

青税の活動を受けて、日税連も租税教育に取り組み始めました。平成 13 年度に、広報部内に租税教育に関する小委員会を設けました。当時は税理士の PR を兼ねた広報活動の一環として小委員会が実施しておりました。

平成 15 年度に「租税教育（租税教室）導入マニュアル」を作成し、平成 16 年度に「租税教育担当者会議」を実施しました。この会議は現在まで毎年実施されています。さらに同年、高校生用テキストを発刊しました。小中学生用テキストはその翌年以後に発刊され、租税教室講師養成研修などで配布されています。

平成 23 年度税制改正大綱にて「租税教育の充実」が盛り込まれたのを踏まえて、日税連は、平成 23 年 4 月に「租税教育基本指針」を制定しました。「租税教育等の目的」「租税教育等に対する税理士の役割」「租税教育等の対象」を明確に規定しました。これは、税理士が行う租税教育の目的、税理士の役割などを説いたものでした。平成 23 年 11 月には、官民協力して租税教育を行うために、「租税教育推進関係省庁等協議会（中央租推協）」が発足し、更なる租税教育の充実を目指すこととなりました。

平成 24 年 4 月、臨時総会にて新たな分掌機関として「租税教育推進部」が設置されました。各単位会それぞれが独自に作成した規約等を収集し、租税教育に関する統一的な規定を提示しました。

平成 25 年 1 月、「教員養成大学への寄付講座実施要領」を制定しました。税理士は税務の専門家ではありますが、教育に関しての専門的技術は備えておりません。教育のプロである教員を主体として租税教育を行うことを目的に、社会科の教師を目指す学生に向けた寄付講座を行うこととなりました。第一回は愛知教育大学で行われました。

そして、平成 26 年度に税理士法改正により、租税教育が会則の絶対的記載事項になり、租税教育が税理士会の正式な事業として定められることとなりました。

IV 租税法律主義と納税者の権利

1 租税法律主義と納税者の権利

ここからは租税教育等の制度的内容に入ります。

租税教育の現場では租税の制度的内容として何を教育すべきかが問題となります。租税教育では、租税の意義や根拠を説くことのみでは十分とはいえず、納税義務がいかにして成立し確定するのか、また、納税義務の履行に関して納税者の権利はいかにして保護されるのかを納税者に理解できるようにすることにより、適正な納税義務が実現されることとなるでしょう。

ここでは、租税の意義や納税義務成立の根拠、納税義務に関する国民の権利に焦点をあてて、租税教育において何を教育すべきかを考察していきます。

(1) 憲法 30 条と納税義務成立要件

それでは、租税とは何でしょうか。租税とは、金子教授によれば「国その他の公共団体（以下「国家」）は国民に各種の公共サービスを提供することをその任務として存在しているが、国家がこの任務を果たすためには、膨大な額の資金を必要とする。租税とは、かかる資金の調達を目的として、直接の反対給付なしに強制的に私人の手から国家の手に移される富の呼称にほかならない。」と述べています。しかし、いかに国家といえども恣意的に徴税を行ったのでは、納税者間の不公平につながります。また、憲法により財産権が保障されている以上、ルールなく徴収することはできません。そこで、憲法第 30 条では、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う」と規定されています。すなわち、この“法律の定めるところ”という文言により、法律によらない課税は禁止されているということがいえます。また、この文言は、課税要件が充足する場合に限り納税義務が成立するということを前提としているといえます。

(2) 憲法 84 条と租税法律主義

憲法第 84 条は、「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」と定められております。これは、国家が国民に新たに租税を課す場合、今までの租税を変更する場合には、必ず立法手続きを経なければならないことをいっています。この条項にいう法律とは、課税要件法であると考えられるが、そのみならず国家の課税権行使に関する手続法をも含むものと解することができます。なぜなら、課税要件のみで手続規定が整備されていなければ、課税庁の恣意的な処分を許すことにも繋がりがねないからです。このように憲法 84 条は、国家の課税権行使要件に関する制約と位置付けることができます。

(3) 租税法律主義の内容と税法の解釈

ここまでみてきたように、憲法により租税は法律により規定されなければならないとされています。そして、その法律は国民が理解し、予測できるものでなければならない。それにより国民は、税法を信頼して安定的に経済生活を営むことができます。すなわち、税法は理解可能性と信頼性を備えたものでなければならない。

そこで、租税法律主義が備えるべき内容とはどのようなものか。それには「課税要件法律主義」、「課税要件明確主義」、「合法性原則」、「手続的保障原則」の四つがあるといわれています。ここでは、課税要件法律主義と課税要件明確主義の二つをみていきます。

課税要件法定主義は、刑法における罪刑法定主義になぞらえて作られた原則で、課税の作用は国民の財産権への侵害であるから、課税要件のすべてと租税の賦課、徴収の手続は法律によって規定されなければならないことをいいます。

課税要件明確主義は、法律又はその委任のもとに政令、省令において課税要件および租税の賦課、徴収の手続に関する定めをなす場合に、その定めはなるべく一義的で明確でなければならないことをいいます。それは、不明確な定めをなすと、行政庁に白紙委任をするのと同じ結果になりかねないからです。しかし、実際の租税法では、不確定な概念を使用することは不可避であることも事実です。

また、租税法律主義における税法解釈はどのようにすべきか。税法は一般的に理解可能でなければなりません。このことから、税法の解釈には厳格さが強く求められているといえます。そのため、租税法の解釈には法文に忠実な文理解釈によるべきであるといえます。

(4) 法の欠缺（けんけつ）と租税回避

租税回避とは、清永教授によると“課税要件の充足を避けることによる租税負担の不当な軽減、排除をいう”とされています。これは、法の欠缺をねらって行われるが、法により否定することができません。これでは、税の公平負担が損なわれます。しかし、最高裁も否認規定がない場合において、租税回避は否認できないものとしています。

では、租税教育の場において租税回避についてどのような扱うかが問題となります。租税教育の現場では、租税回避を積極的に勧めるような教育をするべきではない。また、租税回避を敵視するようなことも避けるべきである。

税務訴訟においても、租税回避を否認した例も多く存在するため、租税回避はリスクを伴うものであり、社会的な非難的になりうることもある。

2 申告納税制度と納税者の権利及び義務

(1) 申告納税制度の趣旨

第二次世界大戦までの日本は基本的に賦課課税制度を採用していました。賦課課税制度は、納付すべき税額がもっぱら租税行政庁の処分によって確定する方式のことです。それが、昭和 22 年の税制改正によって申告納税制度が導入されるようになりました。申告納税制度のもとでは、納付すべき税額が納税者の申告によって確定することを原則とし、無申告の場合や申告が不相当と認められる場合に、租税行政庁の更正又は決定によって税額が決定されるというものであります。

日本における申告納税制度は、昭和 22 年、直接国税について全面的に採用され、昭和 37 年、関税を除く間接国税についても原則的に採用されました。さらに昭和 40 年には関税についても原則として採用され、現在、国税については一般的な方法となっています。

この申告納税制度の趣旨は、主権者である国民・納税者が日本という社会の構成員として社会共通の費用を自ら負担するというににあります。また、もう一つの理由として、戦後経済の混乱をいち早く立て直すために早急な税収の確保があったが、増大する納税者数と戦争による徴兵により徴税職員の人材不足があったためでもあるといわれています。

(2) 申告納税制度の理念

日本国憲法においては、その前文と第一条において国民主権が定められています。国民主権とは、国民が権力の源であり責任主体であるとする思想をいいます。申告納税制度は、この国民主権の思想をもとに、国家の財政を国民自らが支えるという民主的納税思想に根ざすと考えられています。

申告納税制度は、自己賦課と呼ばれることもありますが、これは、自分が選んだ代表、すなわち議会が定めたことに縛られることはやむを得ないという考え方をもとに、納税義務の履行を自ら行うということです。私たちは生まれながら自由を手にしていますが、その自由は当然に存在するものではなく、義務を履行、すなわち納税をすることによりあたえられたものであることだといえます。

それでは、納税義務者と租税行政庁との関係とはいかなるものでしょうか。この点については、研究者によって考察が重ねられているようですが、納税者と租税行政庁とは租税法律関係において対等な関係であるとの見解が示されています。

(3) 申告納税制度の理念と税理士の使命

税理士制度は、申告納税制度の円滑、適正な運営に資することを期待して設けられたものです。税理士の社会的役割は、納税者の申告を援助するとともに、税法上の権益を擁護すること。また、今日、税法は複雑多岐にわたっていますので、納税者の後見的な役割を担ってきています。このことから、税理士の存在意義というものが一層高まってきているといえます。申告納税制度と税理士は一体のものとして捉えることができるといえます。

(4) 租税教育等と税理士

租税教育を通して一人でも多くの国民・納税者に申告納税制度の理念を理解してもらう努力を続け、少しでも心へしみこませることができれば、ネガティブで義務的な納税者意識から、主権者としての自覚をもち、ポジティブな納税意識に向けることができるのではないかと思います。

V 他士業の現状

ここからは他士業における租税教育に相当する活動を見ていきます。

1 弁護士

日本弁護士会連合会においては、「法教育」といものがあります。それは以下のように記載されています。

(1) 私たちが考える法教育

私たちが考える法教育とは、子どもたちに、個人を尊重する自由で公正な民主主義社会の担い手として、法や司法制度の基礎にある考え方を理解してもらい、法的なものの見方や考え方を身につけてもらうための教育です。

人は、人と人との間、すなわち社会の中で人とつながりながら暮らします。社会には、立場や意見の異なる様々な人がいます。そのような中で、人は自分なりの意見を持ちつつ、人との間で意見を調整しながら、決められたルールの中で社会生活を送っていきます。人は社会の中で、人と支え合い助け合いながら暮らしていますが、他方で、多かれ少なかれ人との関係でいろいろなトラブルや困難な場面に直面するものです。そのような時に、法教育によってつちかわれた意欲や態度、能力によって、困難を乗り越えることができます。

(2) 法教育の方法

我々の考える法教育は、上記のような態度形成を目指して技能や知識を有機的に関連づける授業を行うことを考えている。方法としては、一方的に講義するという授業形態ではなく、双方向的な授業、特に、身近な設例を与えて、その解決策を具体的に考えさせる授業を考えている。その中で、単なる知識を与えるのではなく、生きた知識、すなわち、得た知識を応用する力、さらにはその知識を批判的に検討する力を獲得することができると考えている。また、グループ討論も積極的に取り入れている。自分の意見を相手に伝えると共に、異なる考えを持った人たちの話を聞く訓練になるし、話し合っ合意形成を図る訓練ともなるからである。

2 司法書士

日本司法書士会連合会においても「法教育」として以下のように記載されています。

(1) 現状と対策

現状 現在の高校以下の学校教育における法律の授業は、公民で憲法上の権利を抽象的に教えるにとどまっていると言われています。

対策 **司法書士会主導の「法教育」の実施**自己責任が前提となる社会では、子供たちに最低限必要な法知識と法的思考力を身につけさせる必要があると考え、全国の司法書士会およびそれらの連合組織である日本司法書士会連合会が活動主体となって、積極的にこうした「法教育」を推進しています。

3 公認会計士

日本公認会計士協会においては以下のように記載されています。

(1) 会計基礎教育の推進

日本公認会計士協会では、社会貢献活動の一環として、会計基礎教育の推進に取り組んでいます。日本公認会計士協会は、「会計基礎教育」を、社会における会計リテラシーの定着と会計の有用性に関する認識向上のための教育と位置付けて、2016年から本格的に取り組むをはじめました。

会計リテラシーは、公認会計士などの専門家や企業で財務・経理に携わる方々だけでなく、社会の様々な場面やライフステージで必要・有用なものです。日本公認会計士協会は、会計専門家の団体として、会計リテラシーの普及について役割を果たしていきたいと考えています。

(2) 高等学校学習指導要領案について

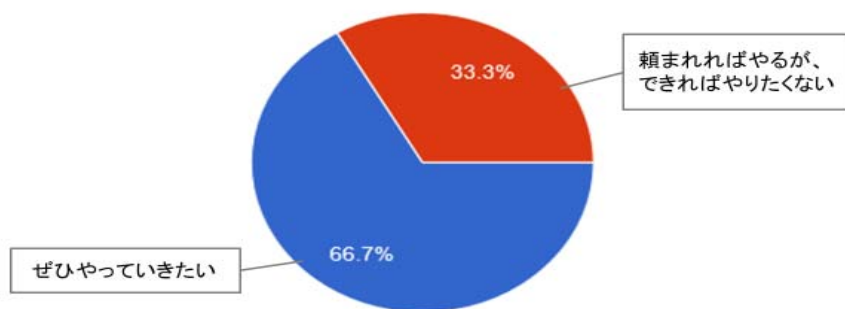
日本公認会計士協会は、平成30年3月15日、文部科学省宛てに「高等学校学習指導要領案について」という意見を提出しております。「公民」での会計に関する教育といった内容になっています。興味のある方はご確認ください。

などなどのように各士業各団体においても租税教育に相当する活動に力をいれ、さかんに行っています。

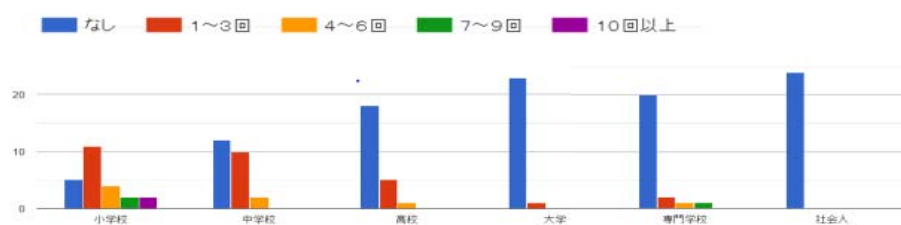
VI 税とは何か？アンケート結果（これが現場の意見だ！）

1 租税教育経験者用アンケート

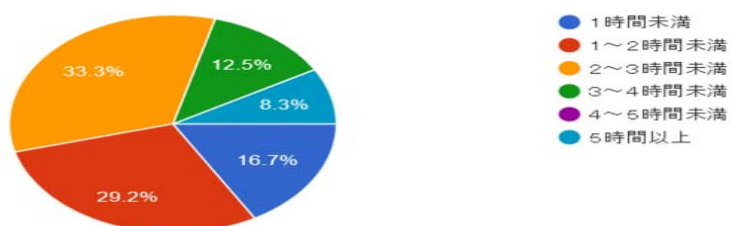
1：租税教室は今後も実施していきたいと思いますか？



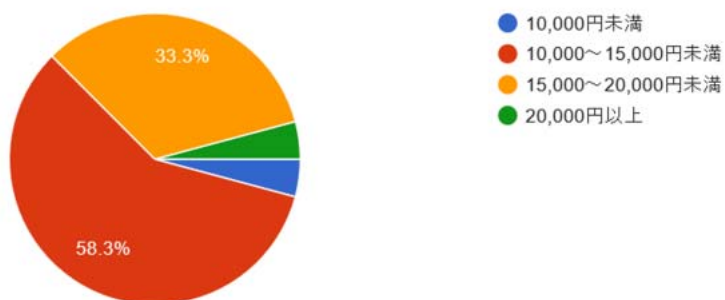
2：今までに租税教室を実施した学校と、その回数をお答えください。



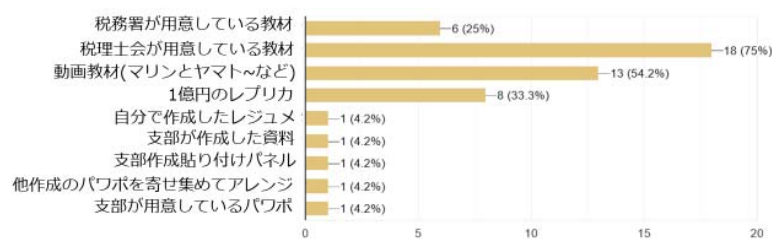
3：1回の授業の準備にかかる時間はどれくらいですか？(打合せ・移動時間含)



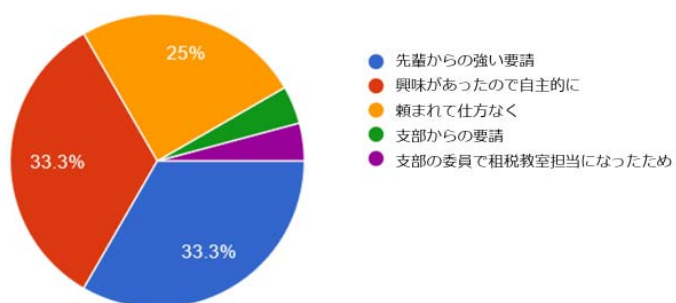
4：謝金の額についてお答えください。1回のあたりの謝金はいくらでしたか？



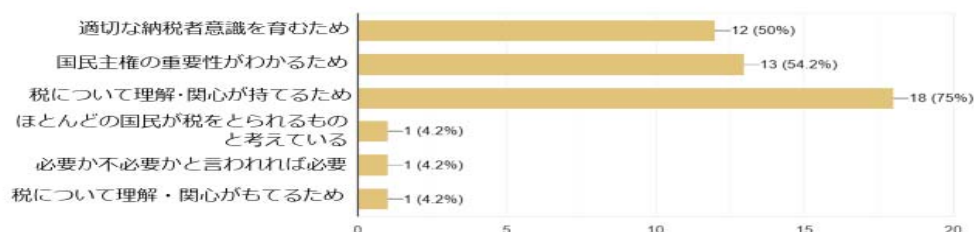
5：租税教室の際に使用している資料をお答え下さい。



6：租税教室を行うこととなったきっかけをお答え下さい。



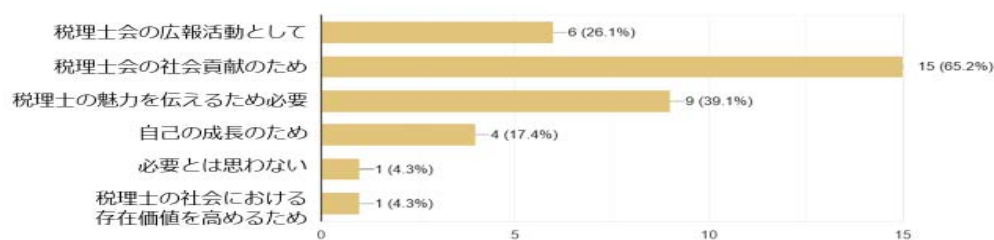
7-1：納税者にとって租税教室は必要だと思いますか？
必要だと思う場合、その理由もお答えください。



7-2：納税者にとって租税教室は必要だと思いますか？
必要でないと思う場合、その理由もお答えください。

- ◆ 必要と思うが、政治不信がある状態では納税意識を育むことが困難

8-1：税理士または税理士会にとって租税教室を行うことは必要だと思いますか？
必要と思う場合、その理由もお答えください。



8-2：税理士または税理士会にとって租税教室を行うことは必要だと思う場合、その理由をお答えください。

- ◆ 税理士の社会的使命だから
- ◆ 税理士が何を仕事として行っているのか、を小学生はほとんど知らないため。
- ◆ 税理士は教壇に立つためのトレーニングを受けていないため。教員が公共の授業の中で、税を教えるにあたっての知識を提供するような教員養成に限定していくべき。
- ◆ 官でない税理士しかできない内容が含まれているため。
- ◆ 申告納税制度の理念の周知と適正な納税義務の実現を図るために必要
- ◆ 社会で生きていくために税務の知識は必須のため
- ◆ 税理士と社会をつなぐ一つのコミュニティ

8-2：税理士または税理士会にとって租税教室を行うことは必要だと思う場合、その理由をお答えください。

- ◆ 何か活動はやらないといけないと思うから。
- ◆ 税理士の存在理由である申告納税制度は、国民主権に要請によりある制度だと考えます。国民一人一人が自分の主権について考え、実感すること、その意識が強くなればなるほど、税理士は国民に求められる資格制度になると思います。また税理士に対する評価も、単なる事務代行屋、交渉屋ではなく、国家に対する自己の主権を表現するために必要な存在として、高まると思います。
- ◆ 納税者でもあり専門家でもある税理士が行うことに必要性を感じる
- ◆ 授業の準備を通して、また学生に教えることで税の意義を再考する（初めて考える）機会をあたえてくれる。
- ◆ 租税教育が徴税の観点に偏りすぎないようにするため

9：あなたが租税教室を行った時に、これだけは伝えたい、理解してもらいたいというものがありましたか？それをお答えください。

- ◆ 当事者意識
- ◆ 税の使い方について責任をもって見届けること
- ◆ 自分で決めて、自分が納める
- ◆ 税金が、自分達のために使われている事を知ってほしい
- ◆ 納税の義務
- ◆ 税金の使い道や税理士の仕事・社会的役割について

9 : あなたが租税教室を行った時に、これだけは伝えたい、理解してもらいたいというものがありましたか？それをお答えください。

- ◆ 民主政治のもと自ら選んだ代表者によって決められたルールに従い、「自ら納めるもの」という意識を持ってもらいたい。
- ◆ 税金を納めることに理解をもらうため
- ◆ 国民主権。税を通じて社会・経済・政治に関心を持ち、税金の使い道やどのようなことに課税するのかは誰かに勝手に決められるものではなく、自分たちが当事者意識をもって社会に参画し決めていくものという意識をもっていただき、まずは必ず投票をすることが大切だということを理解してもらいたいと思っています。
- ◆ 税務はあくまでも決められたルール内でやっており、異論があれば変える機会がある

9 : あなたが租税教室を行った時に、これだけは伝えたい、理解してもらいたいというものがありましたか？それをお答えください。

- ◆ 適切に納税すること
- ◆ 一国民として、自身が納税をしているという認識を持ってもらいたい
- ◆ 税を通じて社会とつながること
- ◆ 人の価値感は思っている以上に異なるため、税金の公平・不公平の判断は思っている以上に単純ではない。
- ◆ 税理士という職業をしってもらう
- ◆ 税金が自分たちにどのように関わっているのかについて

9 : あなたが租税教室を行った時に、これだけは伝えたい、理解してもらいたいというものがありましたか？それをお答えください。

- ◆ 公平とは何か 国民主権
- ◆ そもそも税金とは何かを理解してもらいたい。
- ◆ 税金はみんな（＝生徒、児童）のためにも使われている
- ◆ 登録間際で担当させられた当時は、意義もわからず、特に考えていませんでした。そんな税理士が登壇していることが、自戒も込めて、本当に問題であるという意識が必要だと思います。
- ◆ 自分がなぜ税金を払うのか。その疑問に対し、関心をもってもらうこと。

10：小学生から質問です。「税」とは何ですか？と聞かれたらなんと答えますか？

- ◆ 社会の会費
- ◆ これからの自分たちの生活を定めるもの
- ◆ 生活するための会費
- ◆ みんなの生活にとって必要なもの
- ◆ みんなが楽しく過ごすために必要なお金
- ◆ 公共サービス（これをわかりやすく表現はすると思いますが）の原資となるもの。同時に、財産権を侵害する強制力を持つものであるため、そのルールを決めるのが、自分自身なんだという補足も。
- ◆ 社会に参加するための会費

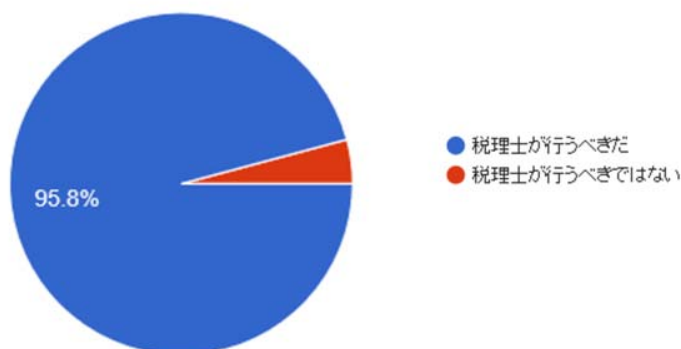
10：小学生から質問です。「税」とは何ですか？と聞かれたらなんと答えますか？

- ◆ 国からうけるサービスの対価
- ◆ 社会の仕組みを構成するツール
- ◆ 国を運営するためにみんなから集めるお金
- ◆ 公共サービスを行うのに必要なもの
- ◆ ショバ代
- ◆ 日本で暮らすための会費
- ◆ みんなが豊かな生活をする上で必要なお金
- ◆ 義務

10：小学生から質問です。「税」とは何ですか？と聞かれたらなんと答えますか？

- ◆ 日本に住んでいる人すべてに共通で利用するものの資金
- ◆ 「会費のようなもの」と答えます。名青税に会費を支払います。会費は会員のために有用に使われるように各支部の代表の理事が話し合って決めます。そして会費を支払った会員は会費が会員のために有用に使われたかチェックし、意見を言います。「税」は会費のようなもので、小学生に答える際は十分だとも思います。それ以降の中学生とかには別の回答をするかもしれませんが。
- ◆ "（回答）「税」はみんなが今まで通り平和で、健康的に、幸せに暮らすために必要なお金です。じゃあ、質問です？このクラスが日本だとして、一年間に必要なお金が100万円だとします。みんなは、どうやって、そのお金を集めますか？（理由）「税」とは、単純に自分の国家を支えるための最低費用です。そこになんの意味もありません。しかし、「税」の負担の仕方、払い方には、自分が求める社会理想が現れと思います。"

11：租税教育は税理士が行うべきだと思いますか？



12：自由意見欄（租税教育について、制度部の取り組みについて等）

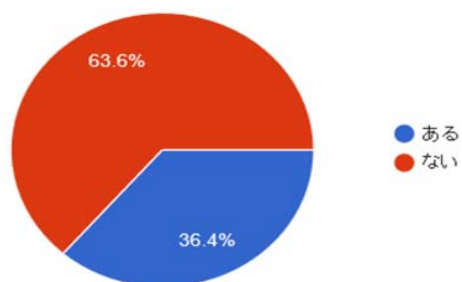
- ◆ 租税教育が重要。それを名青税制度部でしっかり研究してほしい。
- ◆ 会則の絶対的記載事項にすることが法定された以上は、行うべきではないと思っても、取り組まなければいけない現実があります。しかし、租税“教室”が支部任せである現状、また、参加する税理士が、ただ登壇することへの興味などのみで、趣旨を踏まえずやった気になっている現状は本当に問題と感じます。また、日税連の寄附講座が、広報事業に転換したが、広報と租税教育を混同すべきではないとも思います。
- ◆ 税理士側でしっかり租税教育の内容を吟味した方が良いと思います。

12：自由意見欄（租税教育について、制度部の取り組みについて等）

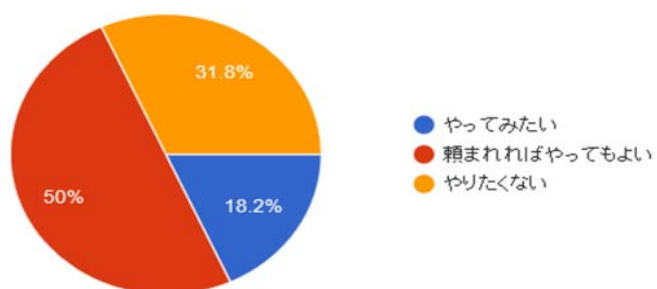
- ◆ "税理士、税理士関係なく、租税教育は行うべきだと思います。なぜ、租税教育なのでしょう？租税は教育するものではないと思います。租税はみんなが、関心を持ち、理想的な負担、支払い方を、その社会状況の中で模索し続けるものかと思います。税理士は主体的に答えを提示するものではないと思います。税理士はあくまでの国民一人一人が自分の主権を考え、表現することを手伝うだけの仕事です。それは租税教育でも同じように考える必要があると思います。"
- ◆ 授業を受け持つ講師に対する取り組み（授業の仕方などの教育面）が手薄なため、そのフォローアップを制度部ができればと思います。

2 租税教育未経験者用アンケート

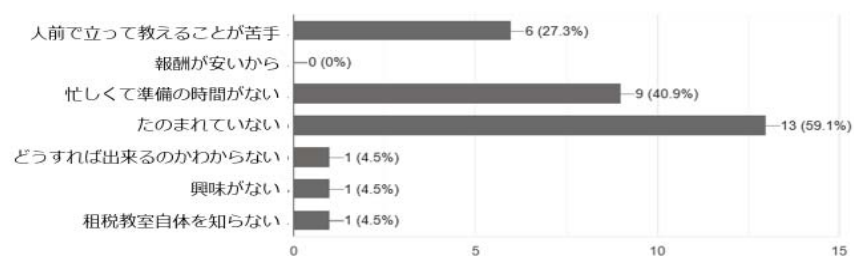
1：税理士会や税務署が行っている租税教室講師研修を受けたことがありますか？



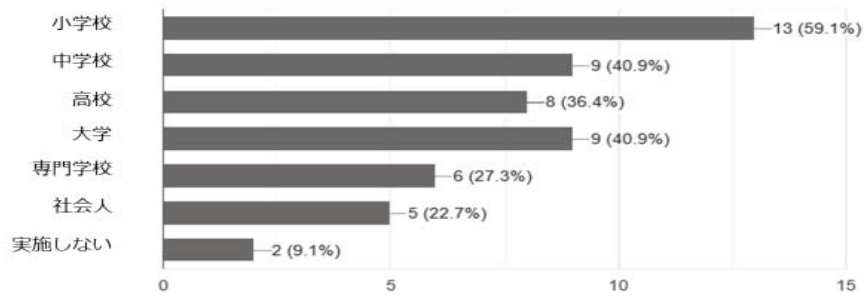
2：租税教室を今後、実施してみたいと思いますか？



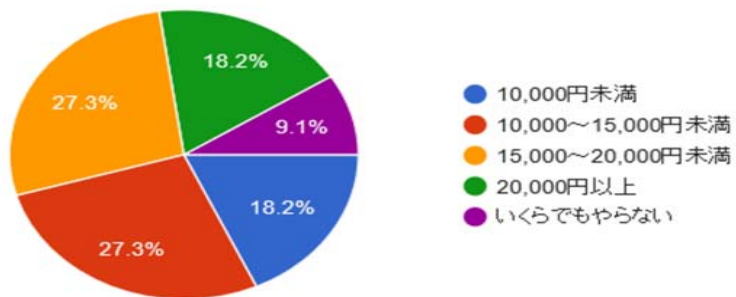
3：租税教室をこれまで行っていない理由は何ですか？



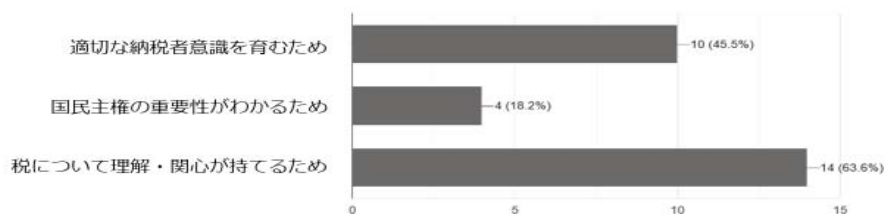
4：租税教室を実施するなら、どの学校が良いですか？



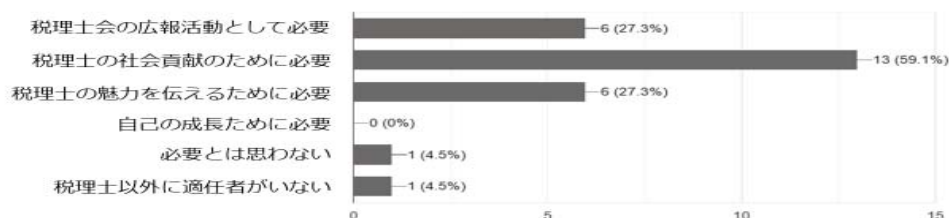
5：租税教室を実施するとしたら、謝金は1回の授業あたりいくら必要ですか？



6：納税者にとって租税教育は必要だと思いますか？
必要だと思う場合は理由もお答えください。



7-1：税理士または税理士会にとって、租税教室を行うことは必要だと思いますか？必要だと思う場合、その理由もお答えください。



7-2：税理士または税理士会にとって、租税教室を行うことは必要だと思う理由をお答えください。

- ◆ 近年、職業としての税理士の魅力が薄れている気がする。
- ◆ 税金の必要性は大人も子ども知っている必要があり、それを正しく伝えられるのは税理士であると思うため。
- ◆ "国家資格を持つ専門家として、社会貢献活動を行うべき。税理士は経営者以外の人とは直接的なかわりがない。そのため、社会貢献活動を通じて税理士という仕事を広く認知させるべき。"
- ◆ 納税者に対して、独立した公正の立場から租税教育を行えるため
- ◆ 高い知識や技術を得た人は、それを社会に還元する義務があると思うから。

8-1：あなたが租税教室を行うとしたら、何を伝えようとして行いますか？これだけは伝えたい、理解してほしいというものをお答え下さい。

- ◆ 納税の必要性や税金の使われ方について
- ◆ 納税をすることの意味
- ◆ 税の使いみちについて自分の意見、関心を持って欲しいこと
- ◆ 税に限らず社会の仕組みを理解、実感し、より良いものにしていこうとする姿勢の大切さ
- ◆ 税の仕組み
- ◆ 税金の必要性

8-1：あなたが租税教室を行うとしたら、何を伝えようとして行いますか？
これだけは伝えたい、理解して貰いたいというものをお答え下さい。

- ◆ 税金とは何のためのものか
- ◆ 税制を決めること、税金の使い方を決めることは国民の権利であるということ。
- ◆ 納税の大切さと、納税により国家が支えられている事から繋がる国民主権について
- ◆ 税金とは何か。何に使われているのか。
- ◆ 課税の公平
- ◆ 支払った税金がどのように使われているか、どのように自分に関係しているか、よく知ってもらいたい。

8-2：税理士または税理士会にとって租税教室を行うことは必要だと思う場合、その理由をお答えください。

- ◆ 税理士の社会的使命だから
- ◆ 税理士が何を仕事として行っているのか、を小学生はほとんど知らないため。
- ◆ 税理士は教壇に立つためのトレーニングを受けていないため。教員が公共の授業の中で、税を教えるにあたっての知識を提供するような教員養成に限定していくべき。
- ◆ 官でない税理士しかできない内容が含まれているため。
- ◆ 申告納税制度の理念の周知と適正な納税義務の実現を図るために必要
- ◆ 社会で生きていくために税務の知識は必須のため
- ◆ 税理士と社会をつなぐ一つのコミュニティ

8-2：税理士または税理士会にとって租税教室を行うことは必要だと思う場合、その理由をお答えください。

- ◆ 何か活動はやらないといけないと思うから。
- ◆ 税理士の存在理由である申告納税制度は、国民主権に要請によりある制度だと考えます。国民一人一人が自分の主権について考え、実感すること、その意識が強くなればなるほど、税理士は国民に求められる資格制度になると思います。また税理士に対する評価も、単なる事務代行屋、交渉屋ではなく、国家に対する自己の主権を表現するために必要な存在として、高まると思います。
- ◆ 納税者でもあり専門家でもある税理士が行うことに必要性を感じる
- ◆ 授業の準備を通して、また学生に教えることで税の意義を再考する（初めて考える）機会をあたえてくれる。
- ◆ 租税教育が徴税の観点に偏りすぎないようにするため

9：あなたが租税教室を行った時に、これだけは伝えたい、理解してもらいたいというものがありましたか？それをお答えください。

- ◆ 当事者意識
- ◆ 税の使い方について責任をもって見届けること
- ◆ 自分で決めて、自分が納める
- ◆ 税金が、自分達のために使われている事を知ってほしい
- ◆ 納税の義務
- ◆ 税金の使い道や税理士の仕事・社会的役割について

9：あなたが租税教室を行った時に、これだけは伝えたい、理解してもらいたいというものがありましたか？それをお答えください。

- ◆ 民主政治のもと自ら選んだ代表者によって決められたルールに従い、「自ら納めるもの」という意識を持ってもらいたい。
- ◆ 税金を納めることに理解をもらうため
- ◆ 国民主権。税を通じて社会・経済・政治に関心を持ち、税金の使い道やどのようなことに課税するのは誰かに勝手に決められるものではなく、自分たちが当事者意識をもって社会に参画し決めていくものという意識をもっていただき、まずは必ず投票をすることが大切だということを理解してもらいたいと思います。
- ◆ 税務はあくまでも決められたルール内でやっており、異論があれば変える機会がある

9：あなたが租税教室を行った時に、これだけは伝えたい、理解してもらいたいというものがありましたか？それをお答えください。

- ◆ 適切に納税すること
- ◆ 一国民として、自身が納税をしているという認識を持ってもらいたい
- ◆ 税を通じて社会とつながること
- ◆ 人の価値感は思っている以上に異なるため、税金の公平・不公平の判断は思っている以上に単純ではない。
- ◆ 税理士という職業をしってもらう
- ◆ 税金が自分たちにどのように関わっているのかについて

9：あなたが租税教室を行った時に、これだけは伝えたい、理解してもらいたいというものがありませんでしたか？それをお答えください。

- ◆ 公平とは何か 国民主権
- ◆ そもそも税金とは何かを理解してもらいたい。
- ◆ 税金はみんな（＝生徒、児童）のためにも使われている
- ◆ 登録間際で担当させられた当時は、意義もわからず、特に考えていませんでした。そんな税理士が登壇していることが、自戒も込めて、本当に問題であるという意識が必要だと思います。
- ◆ 自分がなぜ税金を払うのか。その疑問に対し、関心をもってもらうこと。

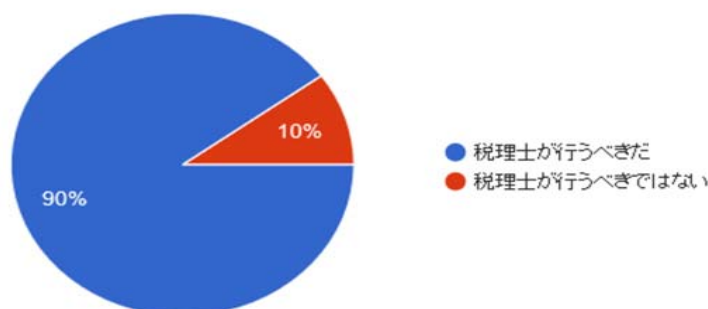
10：小学生から質問です。「税」とは何ですか？と聞かれたらなんと答えますか？

- ◆ 国民の義務
- ◆ みんなが安心して暮らすために必要なもの
- ◆ みんなで出し合って、みんなのために使うお金
- ◆ 日常生活を縁の下から支える仕組みの一つ
- ◆ みんなが幸せになるように、みんなでどのように集めどのように使うか考えて集めたお金。
- ◆ 生きていくうえで必要なもの
- ◆ 国の運営の為

10：小学生から質問です。「税」とは何ですか？と聞かれたらなんと答えますか？

- ◆ 私たちが、私たちの暮らす社会を安全で快適にするために、お互いに出し合う会費です。
- ◆ 支え合い
- ◆ 皆さんがよりよい生活を送るために、国へ支払う会費です。
- ◆ 社会生活を維持するために、一人一人が負担するべきもの
- ◆ 国が国民にする約束と、それに対して国民が国にする約束があります。後者が税です。
- ◆ 自分たちの生活をよりよくするための経費。

11：租税教育は税理士が行うべきだと思いますか？



12：自由意見欄（租税教育について、制度部の取り組みについて等）

- ◆ 税務署で研修をききましたが、収納側からだけではなく、納付する側からの話もする必要があると思いました。
- ◆ 税の専門家として、税について伝える適任者は税理士とは思いますが、現在の租税教育のように、何校開催できたかを目的としているような租税教育であれば、必要ないと思います。会として租税教育を行っていくのであれば、会として何を伝えていきたいのかをより明確に考え、会員に対しても共有していくことが必要なのではないでしょうか。
- ◆ 税理士が行うことで、税＝税理士という流れができ、税理士が絶対に必要な職業になることができる。今は士業の中で、あったら便利な職業だというカテゴリーだと言われていると思ったけど。

12：自由意見欄（租税教育について、制度部の取り組みについて等）

- ◆ 制度部が何を行っているのかよくわかりません。
- ◆ 税に対する意識が低い今の日本の納税制度について、制度部がどのように取り組んで、その成果を発表していただけるか今から楽しみにしています。仕事との両立も大変だと思いますが、陰ながら応援しております。
- ◆ "講師によって租税教室の内容にばらつきがある。税理士会の事業として行うのであればもう少し均質化したほうがいいのではないか。税理士は税務に関する専門家であり、憲法や行政については必ずしも専門家ではない。例えば国民権について一般的なレベルで説明をするだけであれば税理士がやる意味はない。税理士が行う租税教育では租税と憲法や行政との関連を深く説明するべきである。しかしながら現状の租税教室講師養成研修はその点を重視していない。研修内容を見直すべきである。"

VII おわりに

今まで述べてきたように、租税教育に関して我々が考える課題や問題についてです。

租税教育の実施状況の現状としては先にありましたように小学生に偏っているのが現状です。中学生、高校生への租税教室に力を入れているため増加していますが、本来なら租税教育等基本指針にもありますように偏りなく行うのが理想です。

また教員にいたってはほとんど行われていないように思われます。我々税理士が教育の専門家ではないように、教員も税の専門家ではありませんが、租税教育をより効果的かつ効率的に行うには、子供たちと一番接する教員がより一層税に関する知識を持つことが有効であるし、重要であると考えます。税理士と教員がタッグを組めば、よりよい租税教育を行うことはできるのではないのでしょうか。

ただ現状のままでは教員への負担などがより一層重くなってしまいます。すぐに現状を変えるのは難しいですが、公認会計士協会が行ったように、学習指導要領案に対する意見書を文科省宛に提出するといった外部的な活動を行うべきと考えます。

社会人への租税教育は対象範囲がもっとも広いと考えられるが、実生活において税に深く関わる納税者でもあります。そのため租税教育を行うことが最も必要な対象者といえるのではないのでしょうか。

ただし、本来なら納税者となるその時までには事前の税に関する知識がある程度あるべきだと考えます。

事前知識なく社会人＝納税者では、そもそも十分な納税意識を持ちようがないのではないのでしょうか？

税理士会のテキストにおいては、税の専門家として私たち税理士が租税教育の授業で伝えたいキーワードとして、「納税の義務」「租税法主義」「申告納税制度の理念」となっている。

だが、その前に「税」とは何かを、考えるべきではないだろうか？

子供たちに「租税の意義」はどのように教えられているだろうか。財務省HPの中に、もっと知りたい税のこと、というものがある。この中において、税の意義と役割は、「税は社会の会費です」とあり、役割として、年金、医療などの社会保障・福祉や、水道、道路などの社会資本整備、教育や警察、消防、防衛といった公的サービスは、私たちの豊かな暮らしには欠かせないものですが、言うまでもなく、その提供には多額の費用がかかります。また、こうした「公的サービス」といわれるものは、例えば、警察や防衛のように、特定の人だけのために設けることが困難なものや、社会保障や教育など、費用負担が可能な人への提供のみでは社会的に不適當なものなど、一般に、市場の民間サービスのみに依存すると、必要な量・水準のサービスが提供されないおそれがあるものです。

このため、こうしたサービスの費用を賄うためには、皆さんから納めて頂く税を財源とすることで、公的に実施することが求められます。

このように、みんなが互いに支え合い、共によりよい社会を作っていくため、この費用を広く公平に分かち合うことが必要です。まさに、税は「社会の会費」であると言えます。

と記載されています。アンケートにも会費という意見は多かったように見受けられます。

会費というたとえが間違っているわけではなく、とりわけ小学生に回答するなら問題はないと思われます。ただ、国の回答をそのまま答えるのは違和感があります

租税の定義として金子宏教授は「国家が特別の給付に対する反対給付としてではなく公共サービスを提供するための資金を調達する目的で、法律の定めに基づいて私人に課す金銭給付である」としている。概念要素として①公益性（公共サービス提供に必要な資金調達）、②権力性（一方的権力的に徴収されること）、③非対価性（特定の給付に対する反対給付の性質をもたない）となる。

しかし、財務省が回答する内容は、この内容を踏まえているか疑問が残る。また「会費」は自らの意思で選択し、入会した者のみ支払うという選択性・自主性・サービスの受益者となることから②権力性、③非対価性とは、概念として適切とは思えないのである。

このあたりが違和感の正体であるように思います。

租税の基本原則は「公平・中立・簡素」である。昨今の税制改正、特に消費税軽減税率などはこの基本原則を軽視しているように感じられる。また、増税した上で還元するなど本末転倒のように思う。

本来ならもっと大きな声が上がってもよいと思われるが、納税者が税に無関心になってしまっているように感じられる。

このようなことは過去にあった租税教育の影響ではないだろうか。ないしは、租税教育を受けていないからでないだろうか？

国民一人一人がより租税に興味をもってもらえるような租税教育が必要であると考えます。

我々税理士が教えるならば、税について基本原則を教えるべきだと思います。

「公平・中立・簡素」この税の三原則を絶対に守るからこそ、納税者が納得してくれる、公平だと思ってくれる税制ができるのではないのでしょうか？

そうであれば、より税が身近になり興味を持ってくれる方も増えるかもしれません。

租税教育の現場においても、各税理士会各支部によって状況は異なるが、租税教育を行う講師の不足、一部の会員に固定されている、講師謝金がバラバラなどの各種問題がある。

租税教育は税理士法に定められた事業であるため本来はもっと多くの会員が関わるべきであるが、教育という分野であるため一定の資質が求められる。講師の確保、講師研修の充実化、使用するテキスト等の教材の統一など、標準化した教育が行われるべきである。現状では、講師ごとに教材が違っていたりする。税務署側用意した教材マリンとヤマトなどや、税理士個人が自作した教材もあったりする。これも支部や個人でそれぞれ様々な教材があるのではないだろうか？

また余談になるが、子供たちや学生に対する租税教育も大事であるが、我々税理士が日々の業務を通じて納税者と話すことも広い意味での租税教育ではないだろうか？租税に関する情報を提供し興味をもってもらうことで、租税制度や財政制度についても意識を高めることができるのではないだろうか？

租税教育とは、税とは何かを明確化し、理解してもらうことが重要であると思います。

最後になりますが、将来の適正な納税者、将来の未来ある税理士業界、将来の輝かしい日本を決めるのは、租税教育であるかもしれません。

【参考文献】

- ・九州北部税理士会 税理士が行う租税教育等の意義と課題
- ・月刊税理 租税教育の課題と展望～「租税リテラシー」の熟成を求めて～
- ・浪速健三 税理士による「租税教室」－本学における実施状況を踏まえて－
- ・金子宏(2014)『租税法〔第19版〕』弘文堂
- ・南九州税理士会 租税教室のご案内
- ・日本税理士会連合会租税教育推進部 租税教育講義用テキスト
- ・国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/jikeiretsu/01.htm>
- ・日弁連ホームページ
http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba_info/statistics/data/white_paper/2015/1-1-1_danjo_nenrei_suii_2015.pdf
- ・日本公認会計士協会ホームページ
<http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/about/outline/index.html>
- ・日本司法書士会連合会ホームページ
<http://www.shiho-shoshi.or.jp/>

平成 30 年度 制度部

担当副会長	山田	真也
部 長	梅田	俊樹
副 部 長	横山	典久
副 部 長	水野	貴郎
部 員	金田	光加
	後藤	太一
	川口	大輔
	古橋	達也
	小林	弘隆
	田邊	聡
	鈴木	信一郎
	牧野	佳基
	宮松	邦晴
	小川	徹
	西川	翔
	滝根	琢也
	服部	祐介
	小菅	祐介
	石田	央
	加藤	常行
	山本	祥嗣
	太田	麻紀